

菊川市と静岡産業大学との包括連携に関する協定書

菊川市（以下「甲」という。）と静岡産業大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、地域の課題に適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 知的資源、人的資源及び物的資源の活用に関すること。
- (2) 地域産業、地域経済の活性化に関すること。
- (3) 情報通信技術の利活用に関すること。
- (4) 教育、人材育成に関すること。
- (5) その他、相互に連携及び協力が必要と認められる事項に関すること。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相互に知りえた秘密事項について、本協定の有効期間又は有効期間後を問わず、第三者に対し提供してはならない。ただし、甲及び乙双方の協議を経た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定は協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から改廃の申出がないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定める事項に関して疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙が協議して定める。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各1通を保有する。

令和元年6月10日

（甲） 菊川市

市長 太田 順一

（乙） 静岡産業大学

学長 鷲崎 早雄